

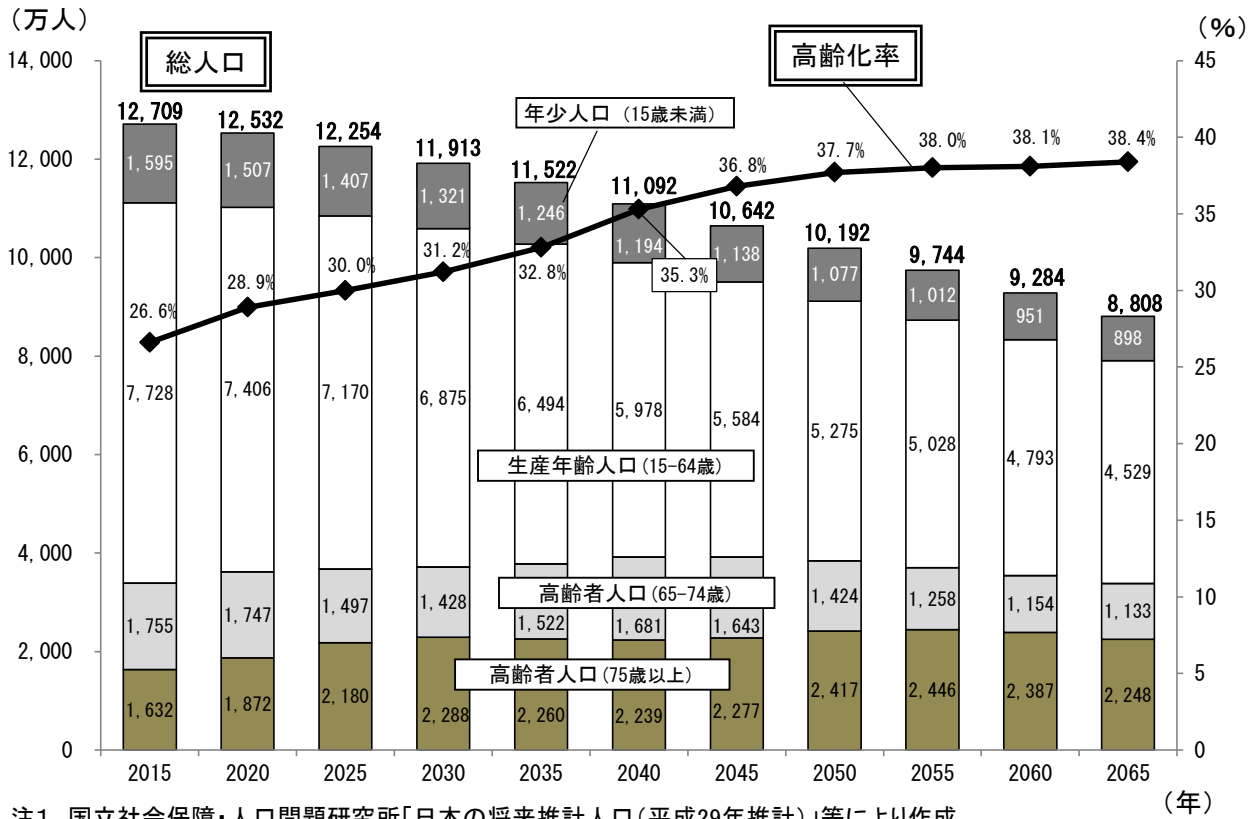
参 考 资 料

目 次

I	税制改革の視点	
	将来人口推計と高齢化率の推移（全国）	1
	将来人口推計と高齢化率の推移（東京都）	1
	社会保障の給付と負担の現状（2019年度予算ベース）	2
	社会保障給付費と社会保障財源の推移	2
	65歳以上人口の指数の推移	3
	国と地方の長期債務残高の推移	3
	国民負担率の国際比較	4
III	社会経済の変化に対応した所得課税	
	相対的貧困率の推移	5
	地方税収の構成（令和元年度地方財政計画額）	5
IV	環境関連税制	
	環境関連の主な現行の税制措置	6
	OECD環境統計－環境関連税制	6
	「地球温暖化対策のための税」の概要	7
	主な炭素税導入国の比較	7
V	都市と地方の共存共栄を支える税財政制度	
	「ふるさと納税」に係る控除の適用状況の推移（個人住民税）	8
	「ふるさと納税」の受入額の推移	8

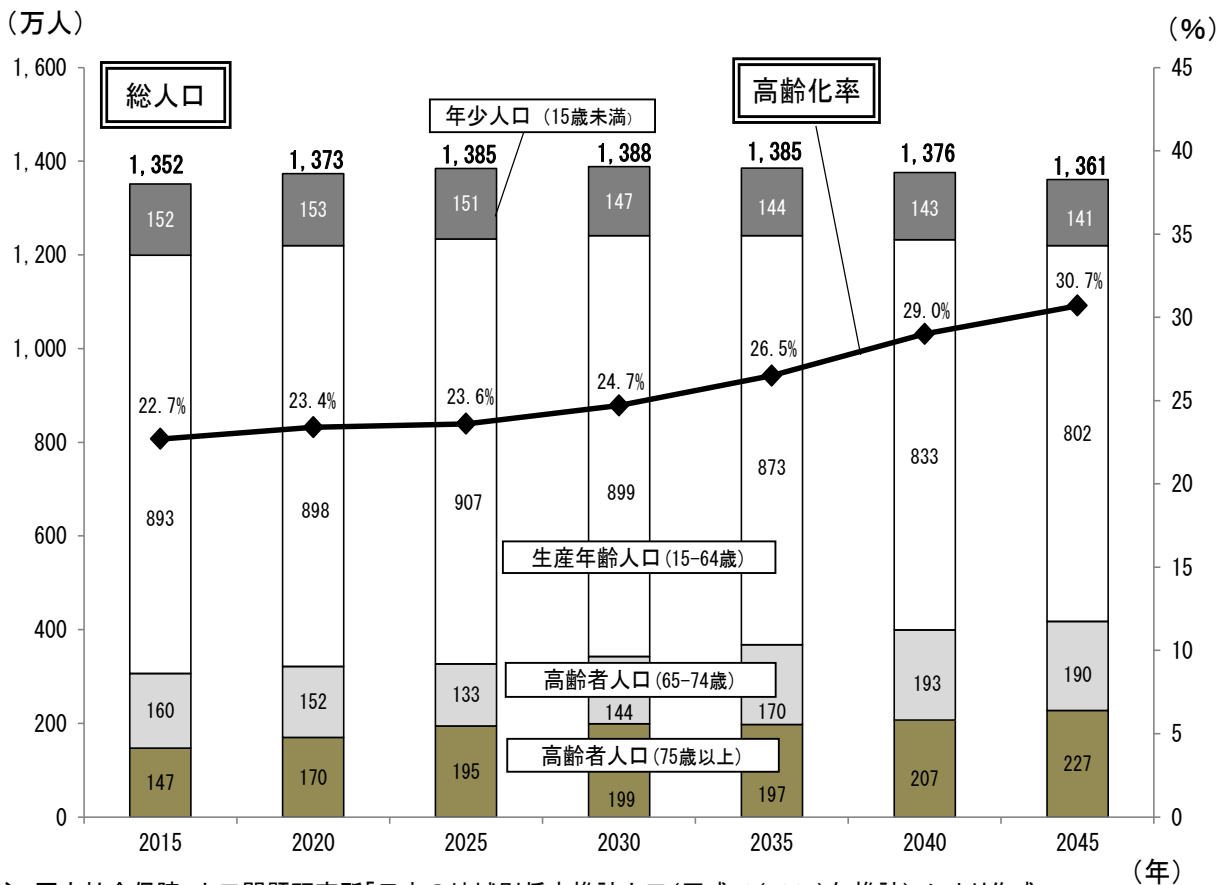
税制改革の視点

将来人口推計と高齢化率の推移（全国）



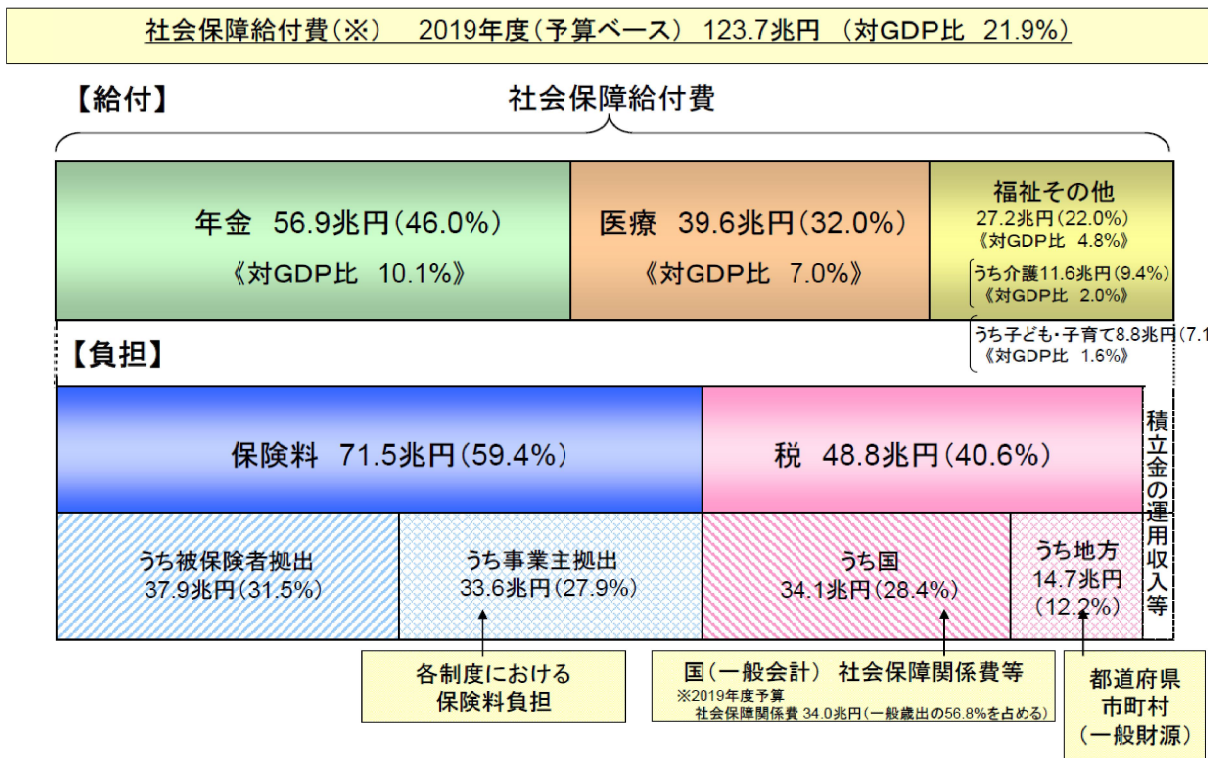
注1 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」等により作成。
 2 出生中位・死亡中位推計の値を使用。

将来人口推計と高齢化率の推移（東京都）



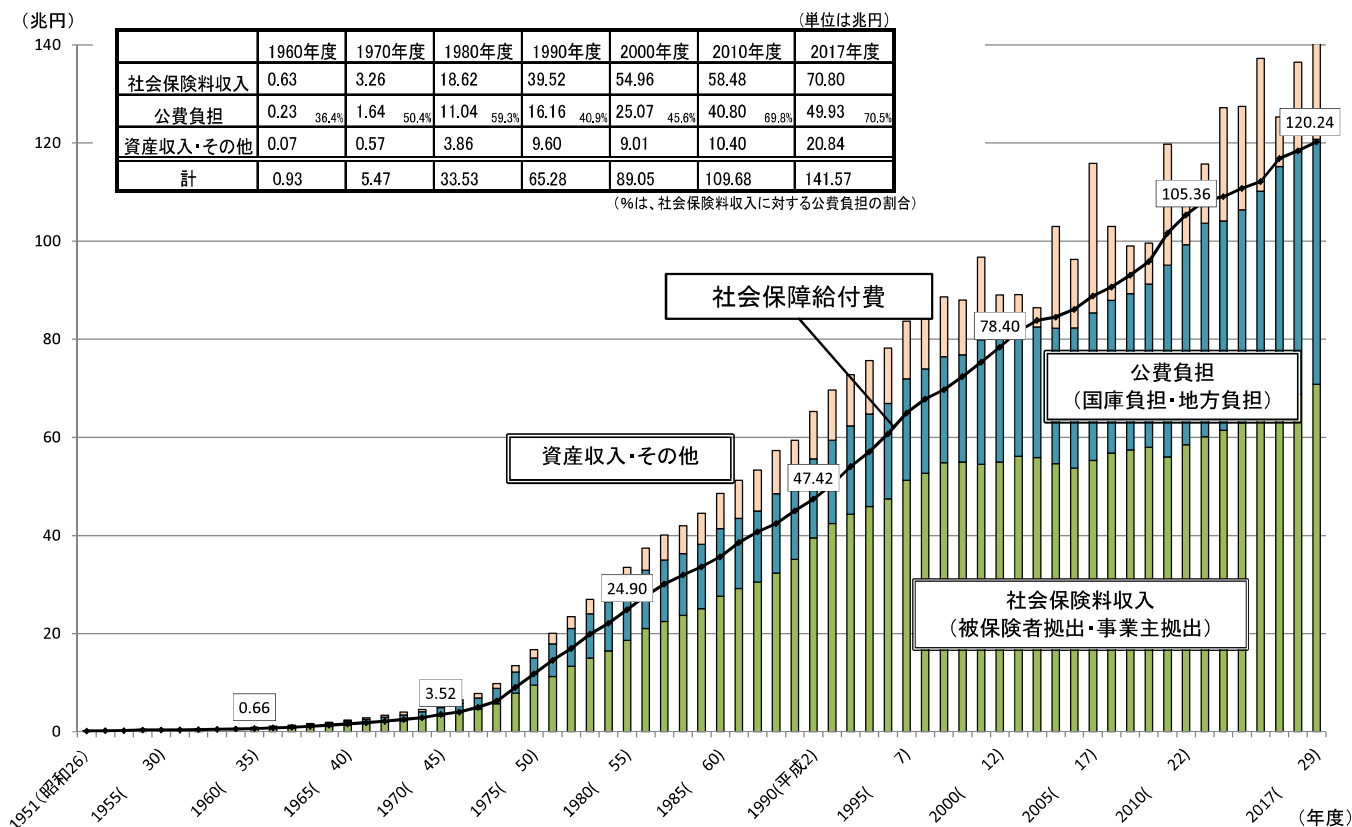
注 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30(2018)年推計）」により作成。

社会保障の給付と負担の現状（2019年度予算ベース）



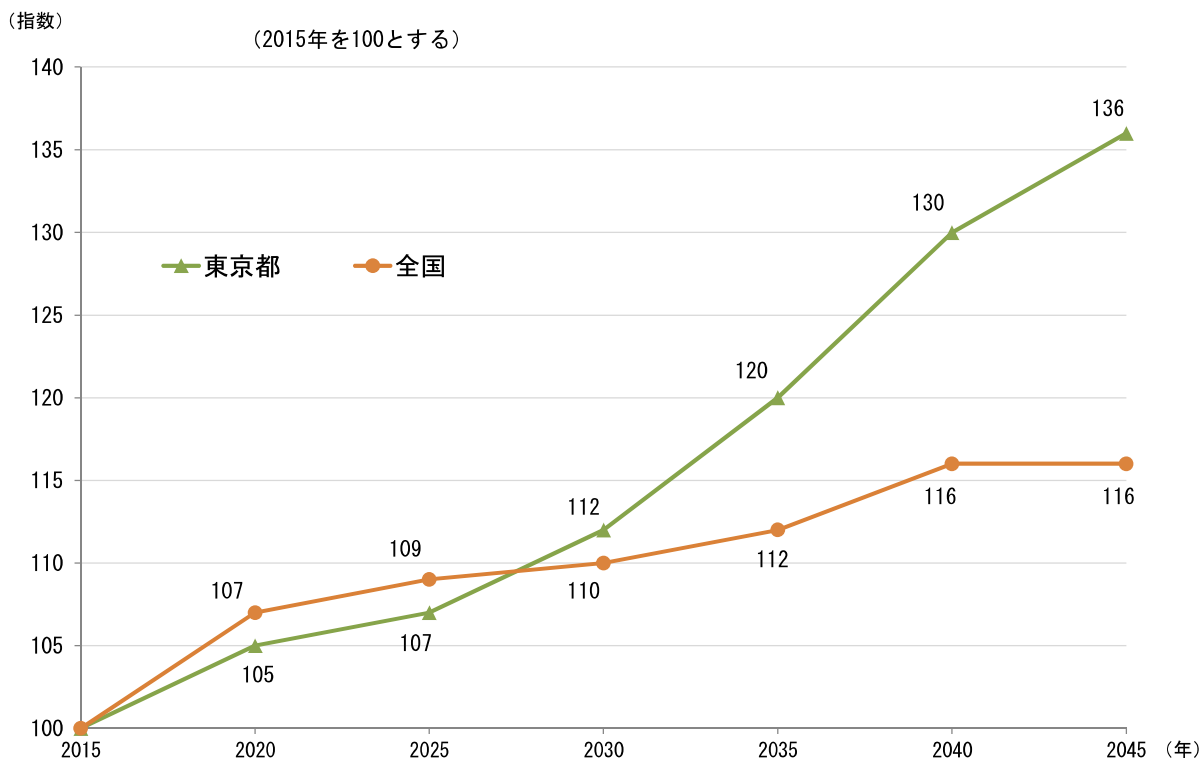
注1 社会保障給付の財源としてはこの他に資産収入などがある。
 2 厚生労働省ホームページより抜粋。

社会保障給付費と社会保障財源の推移



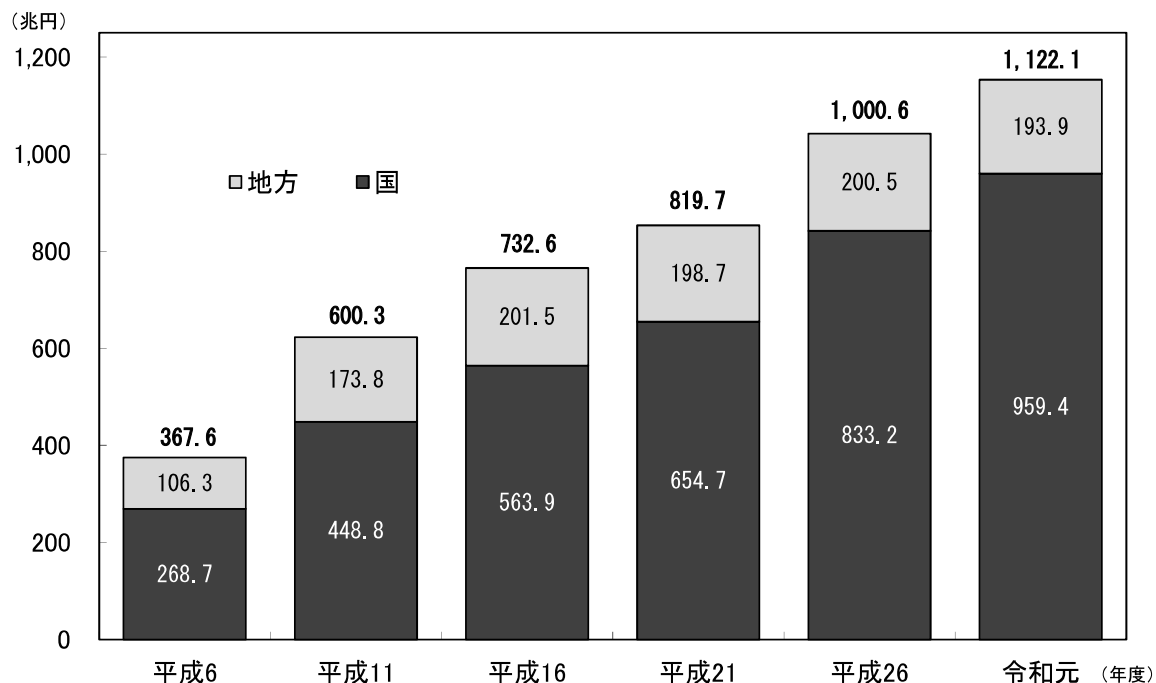
注1 国立社会保障・人口問題研究所「平成29年度社会保障費用統計」(令和元年8月)より作成。
 2 1952年度、1953年度、1955年度、1956年度、1958年度、1959年度については、社会保障財源推移のデータがないため、グラフ上に表示されていない。
 3 地方負担とは国の制度に基づいて地方自治体が負担しているものであり、地方自治体が独自に行っている事業に対する負担は、公費負担医療費給付分及び公立保育所運営費のみを含み、それ以外は含まない。

65歳以上人口の指数の推移



注 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」より作成。

国と地方の長期債務残高の推移



注1 財務省「財政関係基礎データ」より作成。

2 平成26年度までは実績値、令和元年度は予算による。

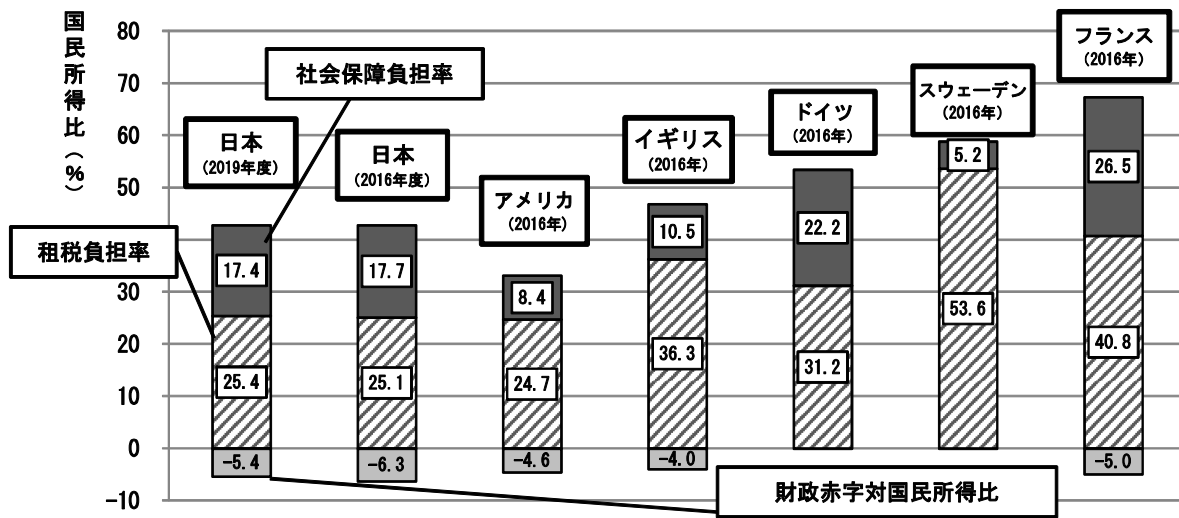
3 地方の借入金残高は、地方債残高、企業債残高のうち普通会計負担分及び交付税特別会計借入金残高のうち地方負担分の合計額を計上。

4 太字の数値は、国・地方の長期債務残高を合計し、重複分を控除したものである。

国民負担率の国際比較

【国民負担率＝租税負担率＋社会保障負担率】

【潜在的な国民負担率＝国民負担率＋財政赤字対国民所得比】



国民負担率	42.8(32.0)	42.8(31.2)	33.1(26.3)	46.9(34.3)	53.4(39.9)	58.8(37.6)	67.2(47.7)
潜在的な国民負担率	48.2(36.1)	49.1(35.8)	37.7(30.0)	50.9(37.2)	53.4(39.9)	58.8(37.6)	72.2(51.2)

(対国民所得比：% (括弧内は対GDP比))

注1 財務省ホームページより作成。

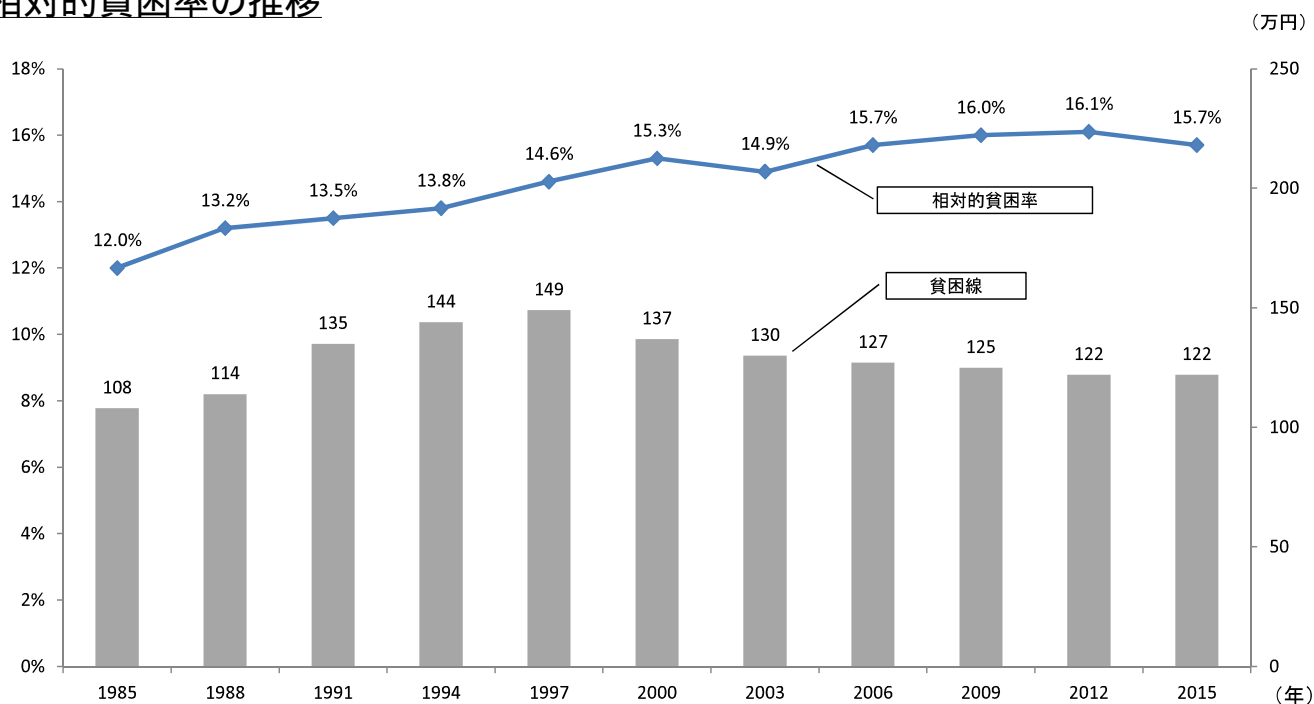
注2 日本は2019年度（令和元年度）見通し及び2016年度（平成28年度）実績。諸外国は2016年実績。

注3 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他は一般政府ベース。

注4 出典は、日本：内閣府「国民経済計算」等、諸外国：National Accounts (OECD) Revenue Statistics (OECD)

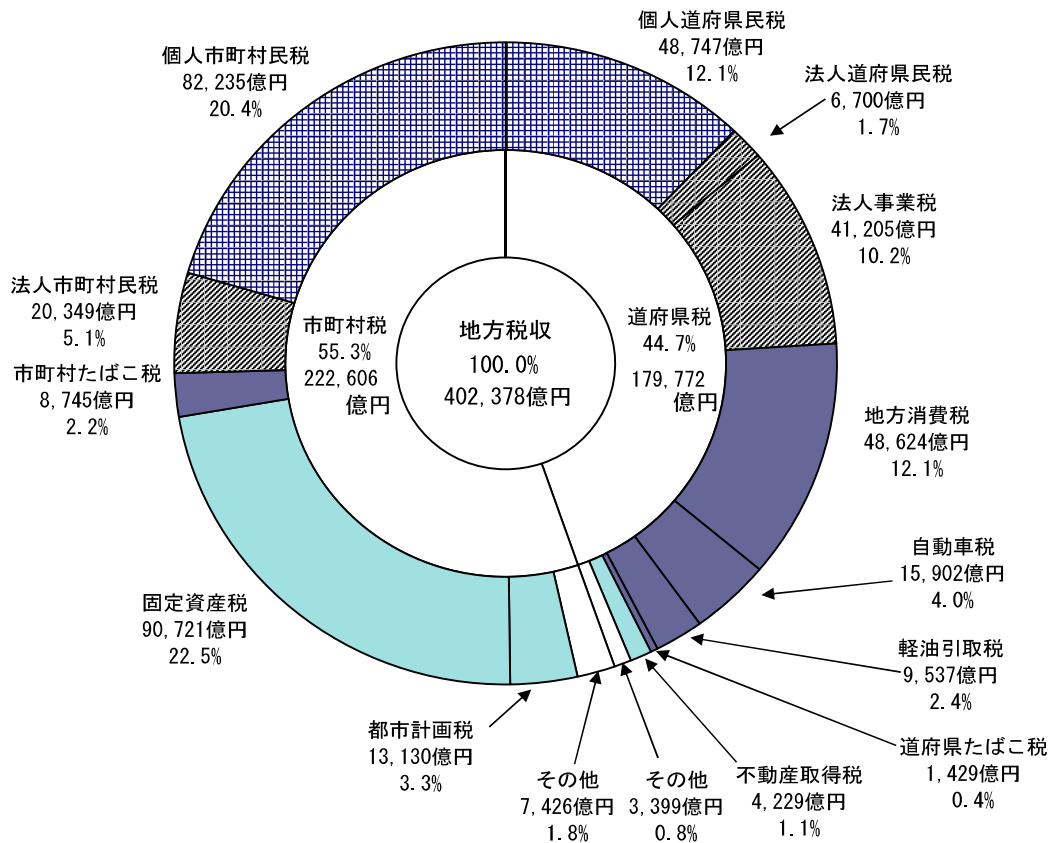
社会経済の変化に対応した所得課税

相対的貧困率の推移



- 注1 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成28年)より作成。
 注2 等価可処分所得とは、世帯の可処分所得を世帯人員数の平方根で除算したもの。
 注3 貧困線とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員数の平方根で除算したもの。)の中央値を半分にした値である。
 注4 相対的貧困率は、貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない世帯員の割合であり、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 注5 1994年の数値は、兵庫県を除いたものであり、2015年の数値は、熊本県を除いたものである。
 注6 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

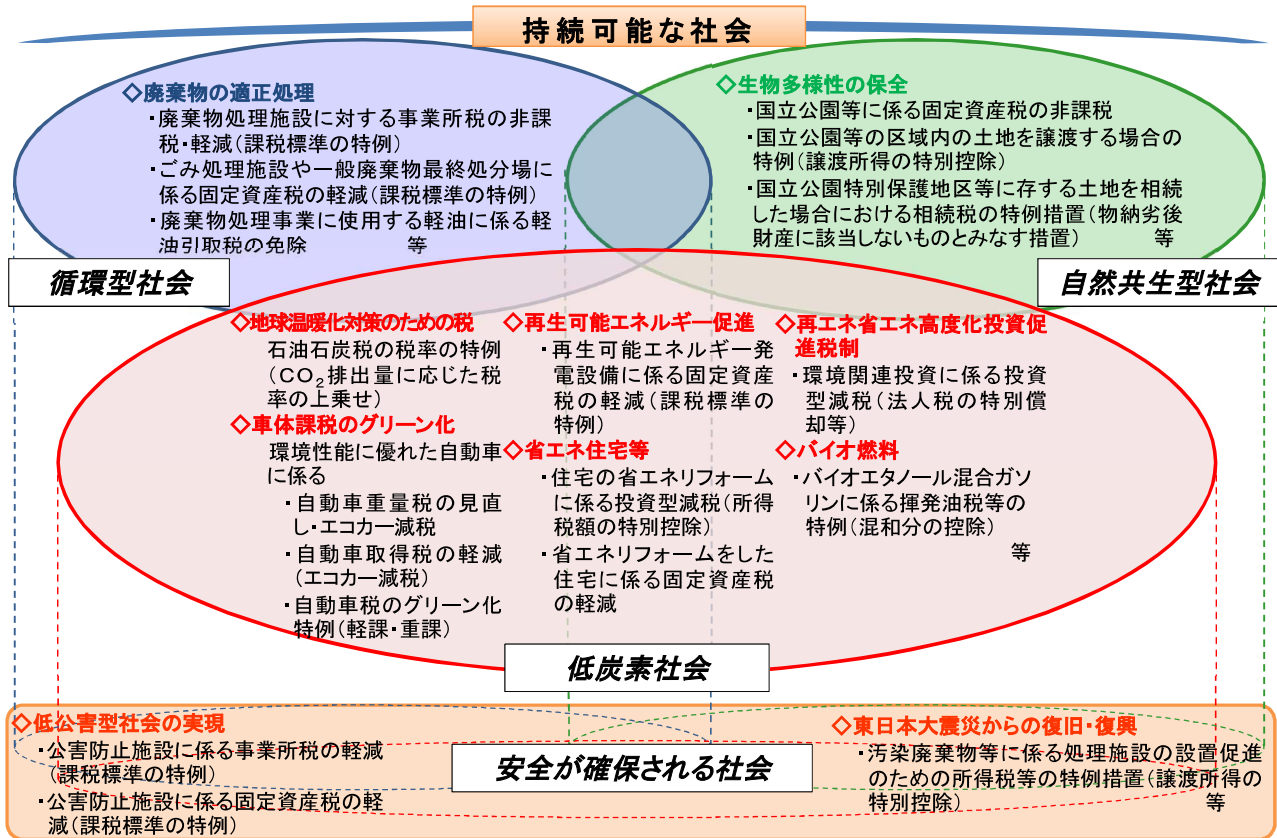
地方税収の構成 (令和元年度地方財政計画額)



- 注1 総務省ホームページ「地方税収等の状況」より抜粋。
 注2 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成である。
 注3 道府県税及び市町村税は超過課税、法定外税等を含まない。
 注4 個人道府県民税は利子割、配当割、株式等譲渡所得割を含み、法人事業税は地方法人特別譲与税を含まない。
 注5 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

環境関連税制

環境関連の主な現行の税制措置



注1 その他、基盤的措置として、環境関連を含む研究開発促進のための法人税額の特別控除(R&D税制)がある。
 注2 環境省「国内外の税制のグリーン化の状況」より抜粋。

OECD環境統計 - 環境関連税制

○ 環境関連税制の税収(抄)

2013年

	GDP比 (%ofGDP)	税収 (億ドル)	
		うち エネルギー 物品	うち エネルギー 物品
デンマーク	3.9	2.1	132
オランダ	3.4	2.0	293
フィンランド	2.9	2.0	78
イタリア	2.8	2.1	595
イギリス	2.5	1.8	672
ドイツ	2.1	1.7	765
フランス	1.9	1.5	545
日本	1.5	1.0	758
カナダ	1.1	0.8	207
アメリカ	0.8	0.5	1284
OECD平均	1.6	1.1	-

○ 環境関連税制の内訳(抄)

2013年

(億ドル)

課税対象	日本
エネルギー物品	487
輸送目的	396
うちガソリン	291
生活上の使用目的	92
化石燃料	58
電気	34
自動車、その他輸送手段	266
取引課税	19
保有課税	247

注1 財務省「OECD環境統計—環境関連歳出と税制(抄)」より作成。
 注2 OECDによる「環境関連税制」(Environmentally Related Taxes)の定義は、以下のとおり。
 ・特に環境に関連するとみなされる課税物件に課される一般政府に対する全ての強制的・一方的な支払い
 ・税の名称及び目的は基準とはならない
 ・税の使途が定まっているかは基準とはならない
 注3 「環境関連税制」の課税対象には、上記の「エネルギー物品」・「自動車、その他輸送手段」のほか、「廃棄物管理」、「オゾン層破壊物質」等がある。
 注4 GDP比の内訳については、OECD環境統計には示されていないため、OECDが公表している各国のGDPを基に試算した。

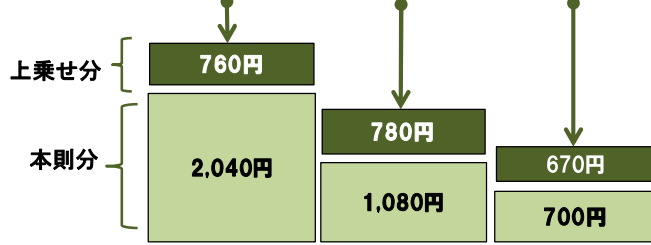
「地球温暖化対策のための税」の概要

税率（段階的引き上げ）

	原油・石油製品 [1kℓあたり]	ガス状炭化水素 [1tあたり]	石炭 [1tあたり]
24年度	250円	260円	220円
26年度	500円	520円	440円
28年度	760円	780円	670円

税収

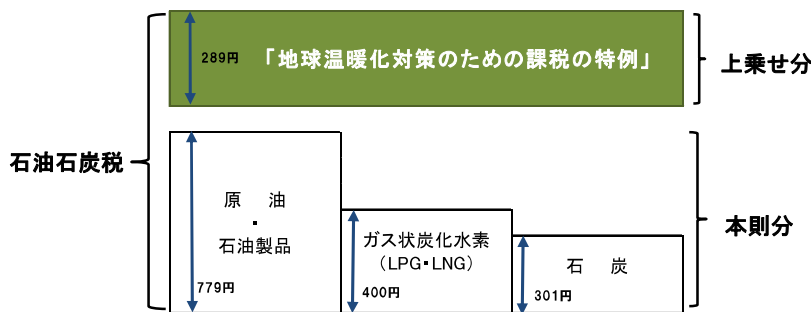
税収 [上乗せ分]
約390億円
約1,700億円
約2,600億円



(参考)家計への負担

税によるエネルギー価格上昇額	世帯当たりの負担額
ガソリン 0.76円/L	1,228円/年 (102円/月)
灯油 0.76円/L	
電気 0.11円/kWh	
都市ガス 0.647円/Nm3	
LPG 0.78円/kg	

CO₂排出量1トン当たりの税率



注1 環境省資料より作成。

2 (参考) 家計への負担は「家計調査」(平成22年)を基に環境省、経済産業省が試算。

主な炭素税導入国の比較

国名	導入年	税率	税収規模	財源	税収使途	減免措置
		円/tCO ₂	億円[年]			
日本 (温対税)	2012	289	2,600 [2016年]	特別会計	・省エネ対策、再エネ普及、化石燃料クリーン化等のエネルギー起源CO ₂ 排出抑制	・輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等は免税
フィンランド (炭素税)	1990	7,880 (輸送用)	1,702 [2017年]	一般会計	・所得税の減税及び企業の社会保障費削減による税収減の一部を炭素税収で補填	・CHPは減税 ・原料使用等は免税 ・エネルギー集約型産業に対し還付措置
スウェーデン (CO ₂ 税)	1991	15,130 (標準税率)	3,237 [2016年]	一般会計	・炭素税導入時に労働税の負担軽減 ・2001～2004年の標準税率引上げ時に低所得者層の所得税率引下げ	・EU-ETS対象企業は免税 ・CHPは免税
デンマーク (CO ₂ 税)	1992	2,960	608 [2016年]	一般会計	・政府の財政需要に応じて支出	・EU-ETS対象企業は免税
スイス (CO ₂ 税)	2008	11,210	1,171 [2015年]	一般会計 (一部基金化)	・税収1/3程度は建築物改装基金、一部技術革新ファンド、残り2/3程度は国民・企業へ還流	・国内ETSに参加するエネルギー多消費型産業は免税
アイルランド (炭素税)	2010	2,540	547 [2016年]	一般会計	・赤字補填(財政健全化に寄与)	・EU-ETS対象産業は免税 ・発電用燃料等は免税
フランス (炭素税)	2014	5,670	7,627 [2017年見込値]	一般会計/ 特別会計	・競争力確保、雇用促進のための法人税控除 ・輸送関係のインフラ整備の財源	・EU-ETS対象企業は免税
ポルトガル (炭素税)	2015	870	121 [2015年]	一般会計	・所得税の引下げ(予定) ・一部電気自動車購入費用の還付等に充当	・EU-ETS対象企業は免税
カナダBC州 (炭素税)	2008	2,630	1,054 [2016年]	一般会計	・他税(法人税等)の減税により納税者に還付	・越境輸送に使用される燃料は免税

注1 環境省資料等より作成。

2 税率は2018年3月時点。税収は取得可能な直近の値。

3 為替レート: 1CAD=約88円、1CHF=約117円、1EUR=約127円、1DKK=約17円、1SEK=約13円。(2015～2017年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

都市と地方の共存共栄を支える税財政制度

「ふるさと納税」に係る控除の適用状況の推移（個人住民税）

（単位：百万円）

控除額	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全国	1,805	2,043	21,017	4,526	6,062	18,425	100,192	178,316	244,774	326,478
東京都	478	554	5,718	1,228	1,822	4,857	26,315	47,580	64,576	※ 86,783

※全国に占める東京都の割合（令和元年度）：26.6%

- 注1 総務省「ふるさと納税ポータルサイト」関連資料をもとに作成。
2 各年度の計数は、道府県民税分と市町村民税分の合算である。
3 各年度の計数は、前年中（例えば、令和元年度については、平成30年1月1日～12月31日の間）のふるさと納税に係る各年度における控除の適用状況。
4 令和元年度の計数は、「市町村税課税状況等の調」の調査票をもとに寄附金税額控除に係る数値について事前に調査し、取りまとめたもの。（令和元年6月1日時点）

「ふるさと納税」の受入額の推移

（単位：百万円）

受入額	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
全国	10,218	12,163	10,410	14,564	38,852	165,291	284,409	365,317	512,706
東京都	3,038	1,206	1,739	1,383	1,128	1,243	871	2,267	※ 1,907

※全国に占める東京都の割合（平成30年度）：0.4%

- 注1 総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」（令和元年8月2日）をもとに作成。
2 各年度の計数は、都道府県とその区市町村の受入額の合算である。